平成２４年（フ）第１３４号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県住15棟1535号
債務者　竹上　卓也
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第４６０号
大分県由布市庄内町東大津留424番地
債務者　森山　正光
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７４号
宮崎県延岡市浜砂２丁目６番２－203号　ファミーユ21
債務者　松嶋　英士
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２９５号
岩手県九戸郡洋野町大野第12地割11番地５、旧住所岩手県九戸郡洋野町大野第８地割75番地３
債務者　川代加奈子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３２６号
盛岡市繋字尾入野１番地３
債務者　土橋　欣恭
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３３１号
岩手県九戸郡洋野町大野第21地割54番地
債務者　猪鼻　広明
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３３２号
岩手県九戸郡洋野町大野第21地割54番地
債務者　猪鼻　勝子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３３３号
盛岡市上堂３丁目20番29号　カサ・リベラーナＣ103号
債務者　種綿　正勝
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６５号
長野県駒ヶ根市東伊那2888番地６
債務者　中根　道子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第６８号
長野県上伊那郡宮田村1238番地２　グリーンヒルＡ棟
債務者　宮澤　靖二
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第６９号
長野県上伊那郡宮田村1238番地２　グリーンヒルＡ棟
債務者　宮澤　美幸
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第７１号
長野県上伊那郡南箕輪村724番地140　県営住宅23号
債務者　下田　竜二
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第７３号
長野県伊那市日影876番地２　エスポワールロザキ303号
債務者　黒河内満紀
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第８９号
山口県周南市鶴見台１丁目５番１号
債務者　松田　幸夫
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１１１号
山口県周南市桜木２丁目11番17号　ガーデンハウス山本Ｄ－202号、前住所山口県宇部市寿町２丁目４番８号
債務者　児玉みゆき
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第５３３３号
大阪市城東区今福西３丁目８番26号　エスペランサ今福Ａ棟301
債務者　清水　麻由
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７２０号
大阪府茨木市水尾３丁目２番30号
債務者　健康壱番館奥田整体こと　奥田龍之助
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部